

第4章 施策の展開

基本目標1

こどもを権利の主体として尊重する

施策1 こどもの権利の尊重

現状と課題

- 市では、平成20年からこどもの健やかな成長に対する大人の役割として、市民総参加で「子どもへのまなざし運動」を展開し、こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努めてきました。こどもが権利の主体であることを啓発する取組を継続することが重要です。
- こどもの生活アンケートでは、「全てのこどもは生まれた時から権利をもっているということを知っているか」という質問に対して、「知っているがくわしいことはわからない」が約5割を占めるなど、こどもの権利についてなんとなく知っていても、くわしくは分からないといった傾向がみられます。こどもの権利の認知度を高め、理解を深めることが大切です。

こども・若者の意見

- こどもの生活アンケートやこどもミーティングでは、「自分の意見が言える」「こどもの意見を対等に聴いてもらえる」「こどもであることが認められる」「性別に関係なく平等である」ことが幸せといった意見や「親が忙しくて話を聞いてくれない」など、こどもの権利についてのさまざまな意見が聞かれました。

取組への反映

- 「差別の禁止」「生きる権利・育つ権利」「子どもにもっともよいことを」「意見を表す権利」の4つの原則に代表される「子どもの権利条約」に定められた「こどもの権利」をこどもたちに周知するため、計画の策定経過をお知らせした全4号のニュースレター「こどもまんなかニュース」の各号で、4つの原則について1つずつ紹介し、市内の小中学校や高校に配布しこどもたちに届けました。
- 本計画で重視する視点として「こどもを権利の主体として尊重すること」や、「こどもにとってもっともよいことは何かを第一に考えること」を基本的な視点に据えました。

施策の方向性

- こどもが権利の主体であることをこども自身が知るとともに、社会全体に広く浸透させ、全てのこどもが幸せを感じられる社会を目指します。
- こどもの権利を侵害する行為の未然防止や早期発見、早期対応のための取組を行います。
- 「子どもへのまなざし運動」のさらなる推進を図ります。
- 学校や家庭、職場や地域社会のあらゆる場面において、こどもを含めた全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、性別や考え方、文化の違いに関わらず個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

①こどもの権利に関する普及啓発

- 差別や偏見などの「心のバリア」をなくし、命の大切さを学ぶための人権教育や、いじめや体罰、児童虐待等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透するための取組を推進します。
- こどもの権利に対する理解を深める取組を推進し、こどもが権利の主体であることの周知と、自らを守る方法や困ったときに助けを求める方法を学ぶ機会を提供します。

主な取組

- 子どもへのまなざし運動(市民総参加子ども育成運動)
- 学校や地域での道徳教育、人権・同和教育の推進
- 男女共同参画意識の啓発

⇒事業一覧 120 ページ

子どもへのまなざし運動

こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努め、全ての大人が、こどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、市民総参加でこどもを育む市民運動として「子どもへのまなざし運動」を推進しています。



②こどもの権利を守る取組

- 街頭見守り活動や電話相談、窓口での相談支援に加え、必要に応じてアウトリーチによる寄り添い支援やオンラインを活用した支援を行うなど、こどもの困りごとの解消に向けて支援します。
- 市立の小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に応じます。
- 子ども・若者支援室等で、こどもや若者の気持ちに寄り添った相談への対応や支援を行います。
- 関係機関との協力のもと、要保護児童等に関する状況把握や見守り体制の構築、訪問支援などを行います。

主な取組

- 相談・支援体制の充実
- 関係機関と連携した取組

⇒事業一覧 120 ページ

③こどもや若者の社会参画と意見表明の機会の充実

- 「子どもへのまなざし運動」のもと、地域行事等への参加を促し、大人とふれあう機会を積極的につくるとともに、集団の中での出番や役割を与えることで、一人ひとりが協力し、自己有用感⁹を育む活動に取り組みます。
- 学級での係・委員会活動や児童会・生徒会を、主体的・協働的な活動にして活性化させるなど、社会性や協調性を身につける取組を行います。
- 集団活動におけるルールをこどもたち自身で決めるなど、自分たちで考えて判断する力を身につける取組を推進します。
- 本計画の策定にあたり、こどもたちの意見を聴く「佐賀市こどもミーティング2025」や、その内容を市長へこどもたちが報告する取組を実施しました。引き続き、こどもが意見表明する機会の充実に努めます。

主な取組

- 子どもへのまなざし運動(市民総参加子ども育成運動) <再掲>
- こどもの意見を聴く取組の推進

⇒事業一覧 121 ページ

⁹ 自己有用感：自分が集団や社会、他者に対して「役に立っている」「必要とされている」と感じる感覚。

基本目標2

ライフステージを通じた支援を行う

施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- 少子化や地域とのつながりの希薄化により、異年齢の子どもや高齢者と接する機会が減少していることから、子どもたちが交流する場や安心して遊べる場所へのニーズが高まっています。子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりや、多様な体験機会を整えることが大切です。
- 子どもが将来にわたり活躍するための基礎となる心身の健やかな発育のためには、乳幼児期からの適切な生活リズムや望ましい食生活、運動習慣の定着が大切です。
- 家事や育児を理由に非正規雇用を選択するなど、職を離れていく女性の割合が依然として高い状況にありますが、家事・育児・介護等の家庭的責任を男女が共同で分担し、共に仕事の能力を生かすことができ、多様な人の能力を十分に発揮できるような社会環境の整備が重要です。
- 海外から帰国した子どもや外国人の子どもなど、国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景を持つ子ども、いわゆる外国とつながる子どもが増加しています。情報を多言語で届けることや、多様化する価値観に対応することが求められています。

子ども・若者の意見

- 子どもの生活アンケートや子どもミーティングでは、「スポーツ施設」「屋内外の遊び場」「バスケットコートやサッカーゴール」「公園や遊び場」「遊園地」「プール」「図書館」「好きなことを学べる場所」「博物館」「科学館」など、体を動かしながら楽しむ環境への期待や、知的好奇心を満たす学びや体験の場を希望する意見がありました。
- 「やりたいことをできる」「何でもチャレンジできる」「夢に向かって頑張れる」「夢が実現できる」など、個人の成長や夢に向かって頑張れる環境を求める意見や、「国際交流の場」「海外の人と交流できる場」といった他者との交流を希望する意見もありました。

取組への反映

- さまざまな遊びや体験活動の場を提供し、子どもたちの好奇心を満たし、夢の実現のための土台となる環境づくりに取り組めます。
- 佐賀市国際交流協会が行う外国人との交流事業を支援するなど、国際交流の取組を推進します。

施策の 方向性

- こどもが参加できるさまざまな遊びや体験の場を提供することで、こどもの豊かな心や主体性、協調性を育みます。
- 正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりに向け、食に関する教育を行います。また、スポーツ活動への参加の促進やスポーツに親しむ機会の提供、こどもも含めた市民が運動できる機会や場所の情報提供などの取組により、運動習慣の定着のための取組を推進します。
- 性別にとらわれず、全てのこどもが自分らしく成長し可能性を広げることができる環境を整えるため、家庭・学校・地域におけるジェンダー平等教育を推進します。
- 外国とつながるこどものことばによる不安解消のため、日本語指導等の充実や外国語教育の充実、情報の多言語による発信等の取組を推進します。また、グローバルな視点で物事を捉えることのできるこどもの育成に努め、考え方や文化の違いをお互いが認めて理解し合い、共に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

①遊びや体験活動の推進

- 児童センター(児童館)・公民館・学校等の社会資源を活用した講座や遊び場の提供、また、豊かな自然を生かした自然体験・野外体験の機会の提供、郷土学習、農業体験、スポーツ、文化活動など、さまざまな機会の創出によりこどもの豊かな心や主体性、協調性を育みます。
- 市立図書館(本館)は、隣接する「どんどんの森ふれあい広場」との一体的な整備と本を通じた体験の提供などにより、こどもたちのサードプレイス¹⁰となる、開放的で居心地のよい居場所として整備を進めます。

主な取組

- こどもの遊び場・居場所の提供
- こどもの健全育成活動の実施
- 郷土学習や伝統文化等を体験する機会の提供
- 本とのふれあい
- 自然体験活動や講座等を通じた環境教育の推進

⇒事業一覧 121 ページ

¹⁰ サードプレイス：自宅(第1の場所)や職場・学校(第2の場所)とは別に存在する、居心地のよい「第3の居場所」。

②生活習慣の形成・定着

- こどもとその保護者に対して、乳幼児期から適正な生活リズムや望ましい食習慣、運動習慣が定着するような働きかけを行います。
- こどものスポーツへの参加を通して、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成し、体力向上や心身の健全な成長を図ります。

主な取組

- 食に関する教育の実施
- 適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進
- 運動習慣化の推進

⇒事業一覧 123 ページ

③将来の可能性を広げるためのジェンダー平等の推進

- 人権ふれあい学級や保育従事者・教職員等研修において男女の人権を取り上げるとともに、中学生への授業実施や教職員への支援を通じて、進路・生徒指導における固定的な性別役割意識の見直しを図ります。

主な取組

- 男女の人権を取り扱った講座等の実施
- 中学生への男女共同参画に関する授業の実施
- 保育従事者や小中学校の教職員等に向けた研修等の実施

⇒事業一覧 124 ページ



④外国とつながる子どもや若者への支援

- 関係機関と連携し、提供する情報を充実させるなど、外国とつながる子どもや保護者に対して丁寧な支援に取り組みます。
- 外国人が安心して暮らすために、言語や文化、生活習慣の違いを認め、お互いを理解し合うための機運を醸成します。
- 国籍や言語等の違いに関わらず、共に学び合える環境を整備していきます。また、ことばに関する不安を解消するための日常生活に必要な言語を習得するための取組や、適切に行政サービスを楽しむ環境の整備に努めます。

主な取組

- 国際理解講座等の実施
- 外国人のための日本語学習環境の整備
- 生活に必要な行政情報の多言語による発信
- 姉妹都市交流による国際感覚を備えた人材の育成

⇒事業一覧124ページ



こどもの居場所サミット

こどもの居場所に関わる人たちや子ども、企業、地域、行政などがつながり、子どもにとって望ましい居場所を考える場として、佐賀市こどもの居場所サミットを開催しました。本サミットは令和6年度から始めた新しい取組です。

令和6年度は、こどもの居場所に関わる多様な関係者が、それぞれの取組や考えを共有しながら、居場所のことやその価値について深く知ってもらう機会となりました。

令和7年度は、子ども計画の策定過程や子どもミーティングで寄せられた声も踏まえ、子ども自身の思いや願いを大切にしながら、子どもと大人と一緒に居場所について考える機会となりました。



施策3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

- 生活習慣や社会環境が、現在の健康や将来にわたるこどもの健康に影響を及ぼす可能性があります。また、こども（次世代）の健やかな成長のためには、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化する、女性特有の健康課題を妊娠前から改善することや、妊娠期の心身の健康づくりが重要です。
- 生涯を通じて健やかで心豊かに生活するために、乳幼児期から学童期、思春期、成人期に向けた切れ目のない支援が求められます。

こども・若者の意見

- こどもの生活アンケートでは、約1割のこどもたちが「健康のこと」と記載し悩みや不安を感じており、「朝起きられない」「体調不良」「頭痛・腹痛・めまい」などの意見もありました。
- 小学5年生保護者が今必要だと思う支援の第3位に「医療や健康にかかわるサポート」があがっています。

取組への反映

- 健やかに成長し、生涯にわたって健康で過ごすためには、こどもの頃から心身ともに健康に過ごすことが大切です。そのために、人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの観点を取り入れた切れ目のない支援の充実を図ります。

施策の方向性

- 令和7年4月1日に設置したこども家庭センター¹¹において、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、各家庭の困りごとに寄り添いきめ細かなサービスを提供していきます。
- 胎児期から高齢期に至るまでの、ライフコースアプローチの観点を取り入れた取組を進めます。

¹¹ こども家庭センター：令和4年6月の児童福祉法等の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置することとされた。

①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

(i) 妊産婦や乳幼児への保健対策

- 健やかな母子の成長を支えるため、早期の母子健康手帳の取得を推進し、相談や保健指導、産後ケア¹²等の支援につなげます。
- 妊娠・出産に関する正しい知識を広く普及啓発し、適切な情報に基づく判断を行うことができるよう、保健指導や訪問指導を充実します。
- 妊産婦に乳幼児健診の受診勧奨を行い、母体の健康管理と乳幼児の健全な成長を通じた将来の健康を確保し、必要時には適切な支援につなげます。
- 妊娠中における不適切な体重管理や飲酒・喫煙は、さまざまなリスクの要因となります。妊娠前のBMIに応じた適切な体重増加や、妊婦や授乳している女性の飲酒や喫煙の防止について、正しい知識を普及啓発します。

主な取組

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- 相談体制や保健指導の充実
- 訪問指導の実施
- 健康診査の実施
- 出産にかかる経済的負担の軽減
- 産後ケアの実施
- 予防接種についての普及啓発と接種勧奨

⇒事業一覧 124 ページ

(ii) 女性や次世代のこどもの健康づくり

- 健診結果に基づく指導や相談を行うとともに、若い女性の肥満や過度なやせの予防、適正体重の維持、アルコールや喫煙が及ぼす影響についての普及啓発、未成年期や妊娠中の喫煙防止など、本人のみならず、こども(次世代)も踏まえた健康づくりへの取組を行います。
- 若い世代が、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア¹³の取組を推進します。

主な取組

- 喫煙・飲酒の身体への影響についての知識の普及啓発
- 窓口、電話、訪問等による個別相談
- プレコンセプションケアに関する普及啓発

⇒事業一覧 125 ページ

¹² 産後ケア：出産後の支援が必要な母子が、宿泊や日帰り、訪問により心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を受けられる。

¹³ プレコンセプションケア：若い男女が将来の妊娠を考えて、自身の生活や健康に向き合うこと。自分だけでなく、次世代のこどもの健康にもつながるヘルスケア。

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- こどもの健やかな発育や生活習慣の形成のため、こどもとその保護者に対して成人期に生活習慣病にならないよう、適切な生活リズムや望ましい食習慣、運動習慣が定着するような働きかけを行います。
- こどもの体格(やせ・肥満)について、実態把握と「幼児肥満ガイド」を活用した保健指導を実施します。
- 教育委員会や小中学校との連携、情報提供により、思春期保健対策(性教育、喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止)についての保健学習を推進します。

主な取組

- 適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進
- こどもの体格についての実態把握と保健指導
- 学校における保健学習との連携及び情報共有
- 思春期保健対策についての保健学習
- 本人や保護者に対する喫煙・飲酒・薬物乱用の身体への影響についての知識の普及啓発

⇒事業一覧 126 ページ

③医療体制の充実

- こどもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、緊急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。また、日頃のこどもの健康状態をよく把握するため、かかりつけ医を持つことを推奨します。

主な取組

- 小児緊急医療の普及啓発やかかりつけ医を持つことの推奨
- 緊急時の医療体制の充実

⇒事業一覧 126 ページ

④こどもの健やかな成長を見守り育む環境づくり

- 専門職による個別相談や育児セミナー、家庭訪問等の実施により乳幼児の事故防止や保護者の育児不安を軽減します。
- 助産施設での助産やサポートママの派遣などの出産時の支援、乳幼児期の親子のふれあいや親同士の仲間づくりのための取組を行います。

主な取組

- こども家庭センターにおける相談支援体制の強化
- 特定妊婦の早期把握と早期支援
- 家事・育児支援サービスの提供
- 親子の交流の場の提供

⇒事業一覧 127 ページ



こども家庭センター

妊娠期から子育て期までの不安や悩みに切れ目なく対応するため、令和7年4月にこども家庭センターを設置しました。

- こども家庭センターでは、
- ・妊娠・出産に関する相談
 - ・こどもの発達に関する相談
 - ・子育ての悩み
 - ・ひとり親家庭や女性の相談 など
- 幅広く対応しています。



関係機関や地域、民間団体等と協力しながら必要な支援につなげていきます。

施策4 配慮を必要とするこどもや家庭への支援

現状と課題

- 障がいのある人が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して受けられることが重要です。特に、医療的ケアが必要なこどもなど、高い専門性の必要な障がいに対応できる支援体制が必要とされています。また、24時間体制のケアは家族の負担が大きく、短期入所や緊急一時預かりなどのレスパイトケア¹⁴を充実させる必要があります。
- 自閉スペクトラム症等の発達障がいは、できる限り早期に気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。1歳6か月児・3歳児健康診査の実施に加え、令和7年度からは新たに5歳児健康診査を実施するなど、こどもの発達特性を早期に把握し、就学前の適切な支援につなげる取組を進めています。
- 発達の特性に関する相談件数は年々増加しており、相談体制の強化や保護者への支援の充実が求められています。また、障がいや特性のあるこどもとないこどもが交流し、共に学び合うインクルーシブ教育¹⁵の充実や、ダイバーシティ&インクルージョン¹⁶に関する啓発を推進することで、お互いに認め合い支え合えるまちをつくり上げていくことが求められます。
- 貧困や虐待、親から十分な支援を受けられないこと等により、日々の食事に困るこどもや、学習の機会、部活動等に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないこどもがいます。また、こういった状況にあるこどもは、社会的孤立に陥っていることもあります。教育や生活の安定のための支援、保護者の就労のための支援等、こどもが社会で幸せに過ごすことができるための取組が重要です。
- 児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容は複雑化・多様化しています。児童虐待防止への取組を強化し各関係機関との情報共有や連携強化、相談体制の充実を図る必要があります。
- ヤングケアラーについて、小中学生に実施した調査では、「本人や家族に自覚がない」「相談先が分からない」「社会的認知度が低い」といった課題が明らかになり、これらの状況を踏まえ支援マニュアルを作成しました。ヤングケアラーやその家庭を早期に把握し、関係機関が連携して支援を行うことが必要です。
- 近年、若者の自殺が増加し、特に小中高生の自殺が国の統計で過去最多の水準となるなど、大きな社会問題となっており、こどもや若者の自殺対策を強化する必要があります。

¹⁴ レスパイトケア：介護をする家族が一時的に介護から解放され、休息・息抜きできるようにする支援。

¹⁵ インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神面や身体面の能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育。

¹⁶ ダイバーシティ&インクルージョン：性別、年齢、国籍、価値観など多様な（Diversity）人々が、互いの個性を尊重し（Inclusion）、公平に活躍できる環境づくりを目指す考え方。

こども・若者の意見

- ◎声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取
- 「保育士になるための勉強」「福祉の勉強」「しっかり材料集めや勉強も集中して夢に近づいていきたい」「将来の夢を決められるように」など、これから頑張りたいことについての意見や、「なりたい職業があるが、家庭事情であきらめそう」「将来が不安」といったさまざまな意見がありました。
- 「毎日ご飯が食べられる」「衣食住がある」といった、家庭や日常の安心した生活に幸せを感じる声もありました。
- 楽しいことや、嫌なことを何でも話せる相手がいない人に聞いた「どんな人なら話をしてみたいと思うか」では、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」との回答が多いという特徴がみられました。
- ◎こどもの生活アンケート(小学5年生・中学2年生)
- 心配ごとや不安を感じているこどもが一定数いることが分かりました。
- 悩みごとや心配ごとを相談できると思う人は親と友人が主となっていますが、相談したくないとの回答も1割以上みられます。
- こども自身が望む相談の方法では、直接会って話を聞いてもらうことが最多で、電話やSNS、メールなどの方法にも一定の要望がみられます。

取組への反映

- こどもの思いや願いに寄り添い、こどもとともに困難や悩み、不安の軽減と解消に取り組む、こども自身が選択できる相談方法の幅を拡げていく取組を推進します。
- さまざまな状況に置かれているこどもや若者、家庭に対して、関係部署が連携しながら個々のケースに応じた支援を行うとともに、そうした取組の蓄積を踏まえて実態把握を進め、課題の整理や支援の充実に生かしていきます。

施策の 方向性

- 障がい児や医療的ケア児等の受け入れ、障害児福祉サービスの提供等、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応できる体制の整備や、相談支援体制の充実や情報提供、施設での預かりなど家族の負担の軽減に努めます。
- 配慮を必要とするこどもたちが、経済や家族環境、本人の特性などにより将来を閉ざされることがないように、経済的負担の軽減や、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。また、安全・安心な環境で日常生活を送るための支援や、社会に出た後も活躍できる力を身につけるために、障がいや特性のあるこどもとないこどもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を推進します。また、子育て家庭の悩み・困難に寄り添うため、地域の民間団体と連携したアウトリーチによる支援体制を強化します。
- 佐賀市自殺対策計画に基づき、こどもや若者の自殺対策への充実・強化に努めます。

①障がい児・医療的ケア児¹⁷等への支援

- 障がいのあるこどもを保育所等や学校、放課後児童クラブ等で受け入れるための医療や保健、福祉等の関係機関と連携した体制の整備や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の適切な提供に努めます。
- 障がいのあるこどもや家庭からの相談に応じ、情報提供や安心して生活できる環境づくり、日常生活を送るために必要な支援を行うほか、経済的負担の軽減を図ります。
- 学習の理解や学校への適応など、健全な発達を支援するための教育支援の取組を進めます。
- 障がいのあるこどもが、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関による協議の場を設けるなど、各機関の連携強化を図ります。
- インクルーシブ教育の実現に向け、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に過ごすための環境と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を進めます。

主な取組

- 障がいのあるこどもの自立支援の取組
- 障がい児や医療的ケア児を対象とした保育等の実施
- 相談体制の充実
- 経済的負担の軽減

⇒事業一覧 128 ページ

②こどもの貧困の解消に向けた支援

- 経済的困窮を抱える家庭のこどもに対し、学校外での学習機会の提供や進学に向けた支援を行います。
- 経済的な問題により教育における格差が生じ、将来が閉ざされることのないよう、教育費負担の軽減を図ります。

主な取組

- 生活支援や学習支援の充実
- 経済的支援と各種支援制度の周知

⇒事業一覧 129 ページ

¹⁷ 医療的ケア児：人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童。

③児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のために、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とのさらなる連携を図ります。
- 子育て家庭からの気軽な相談や、児童虐待など専門性と継続的な支援に対応できるよう、こども家庭センターにおける相談支援体制の充実を図ります。
- ヤングケアラーやその家族が相談できる体制を整え、こども自身の心情や意向、家族の状況に寄り添いながら、教育・福祉・医療などの関係機関と連携し、負担軽減につながる支援を行います。
- 研修等を通して、ヤングケアラーへの支援に関する知識の取得を行います。

主な取組

- 関係機関との情報共有と連携強化
- 相談・支援体制の充実
- 関係機関の対応力向上の取組
- 早期発見・予防のための取組

⇒事業一覧 130 ページ

④自殺やひきこもり、少年非行等への対応

- こどもには安心して安全に自由に暮らしていく権利があることや、こどもがさまざまな暴力から身を守る方法を知り、つらいことがあったときや怖い目にあったときは、1人で悩まずSOSを出すことができるための取組を進めます。
- ひきこもりやニート等の悩みを抱えるこどもや若者は、自殺リスクを抱えている場合も少なくないため、本人や家族からの相談対応や訪問支援等を行うとともに、必要に応じて佐賀県警察少年サポートセンター等の関係支援機関と連携した包括的支援を提供します。
- 少年非行等の問題行動に対応するため、スクールカウンセラー等の配置や相談窓口の設置など、専門的な相談体制の強化を図り、相談対応や支援を行います。
- 地域での見守り活動をはじめ、学校や家庭、地域、関係機関による連携した取組を進めます。

主な取組

- 相談・支援体制の充実
- こどものSOSへの対応方法等の普及啓発
- 少年非行や被害防止に関する取組
- 関係機関と連携した取組

⇒事業一覧 131 ページ

施策5 こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり

現状と課題

- 登下校時における児童生徒の安全確保のため、道路管理者や警察、地域住民とともに実施する通学路合同点検において指摘された通学路の危険箇所について、より一層の改善を進めていくことが求められています。
- 青少年のインターネット利用時間の増加や、低年齢化が問題となっています。また、若年層へのスマートフォンの普及に伴い、インターネットを介した犯罪、トラブル等が増加しています。情報モラル教育を充実させるとともに、ネットルールを含めた非行防止について啓発を進めていく必要性があります。
- 地域のつながりの希薄化や少子化が進む中、こどもたちが家庭を基盤としながら、安全・安心な環境のもと、さまざまな大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長できる「こどもの居場所」づくりが求められています。

こども・若者の意見

- こどもの生活アンケートでは、「事故や事件がなく安心な世界」「犯罪がなく安心して暮らせる」「安心して住める家」「こども110番の家」「いじめがない」など、安心して生活できる環境への期待がうかがえました。
- こどもミーティングでは、あったらいいなと思う居場所について、交通安全、事故防止、いじめや不審者のいない環境などを求める意見がありました。どんなことができる居場所がよいか、そこで何をしたいかといった過ごし方や利用目的と並び、こども目線から、過ごす場所、地域・生活環境の「こうあってほしい」という要望が現れたものと捉えられます。
- 「バリアフリーの公園」「困っている人を助け合う社会」といった、みんなにやさしい環境づくりに関する意見や、「みんなとふれあえる」「地域のみんなで集まってお祭りみたいなことができる」「趣味が同じ人が集まる場」など、地域に密着した居場所へのニーズがみられました。

取組への反映

- 交通安全に関する啓発を行うとともに、ユニバーサルデザインにも配慮しながら、歩道や公共施設のバリアフリー化、こどもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理など、こどもが安心して暮らし、遊ぶことができるまちづくりを推進します。
- 自治会、学校などのさまざまな関係機関や地域住民と協力しながら、こどもたちへの支援や環境づくりに取り組みます。

施策の 方向性

- こどもの目線や行動特性を考慮して通学路の安全点検や改善を行い、警察や地域住民、さらにはICT¹⁸を活用した登下校の見守り活動を実施する等、安全・安心な環境整備に努めます。
- こどもたちをトラブルや犯罪から守るために、インターネット内の見守り活動を実施するとともに、こどもと保護者に向けて安全な利用等に関する啓発を行います。
- こどもの居場所の立ち上げや機能の強化に必要な支援を行い、市内のこどもの居場所の充実を図ることで、こどもの孤独や孤立の問題を解消し、人とのつながりの中で自己肯定感を高め、主体性や想像力を発揮して成長できる環境整備を推進します。

①こどもの安全の確保

- 各地区での交通安全指導員による街頭指導や、小中学校や保育所等で交通安全教室を実施するなど、交通安全に関する啓発を行い、事故防止に努めます。
- 防犯上必要な情報を速やかに関係者に提供する取組や、関係機関等との連携を図りながら地域全体でこどもを危険から守る取組を進めます。
- ネット犯罪を含む多様化する事件や事故、性被害などからこどもたちを守るため、年齢に応じた教育等を行います。

主な取組

- 交通安全の街頭指導
- 交通安全に関する啓発
- 防犯の情報提供
- 安全な地域づくり、環境整備

⇒事業一覧 132 ページ

¹⁸ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。コンピュータやインターネットなどの通信技術を活用し、情報や知識を共有・伝達する技術の総称。

②生活環境の整備

- 事故の危険性の高い通学(園)路や園外活動の移動経路について、安全・安心に歩行できるように整備するなど、安全性を高める取組を進めます。
- 歩道や公共施設等の利便性を高め、バリアフリー化の推進を図るとともに、夜間の安全確保のために防犯灯の設置を推進します。
- こどもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理を行います。
- 子育て世帯が安心して子育てができる住環境の確保に向けた取組を行います。

主な取組

- 歩道や施設の利便性の向上・バリアフリー化の推進
- 安全な公園の整備
- 安心して子育てができる住宅の提供

⇒事業一覧 132 ページ

③学校や地域、行政等の協働・連携体制の整備

- 地域と学校の連携・協働により、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。
- 多様な経験や技能を持つ地域人材や企業等の協力を得て実施するこどもたちの活躍の場や人との関わりの場となる体験活動等を通して、こどもたちの“自己肯定感”や“コミュニケーション力”を高める取組を推進します。

主な取組

- 子どもへのまなざし運動(市民総参加子ども育成運動) <再掲>
- 関係機関と連携した支援

⇒事業一覧 133 ページ

④こどもが安心できる居場所の提供

- こどもたちが、家庭や学校以外でもいつでも気軽に集まることができ、食事の提供や学習の支援を受け、地域の人や多世代で交流を行うことができる居場所づくりを推進します。
- 児童センターや児童遊園、児童広場、公民館などを計画的に整備・改修し、講座や遊び場を提供します。

主な取組

- こどもの居場所の開設等への支援
- 児童センターや児童遊園、児童広場などの運営、整備

⇒事業一覧 134 ページ

施策6 子育て当事者への支援

現状と課題

- 市における共働き世帯の割合は増加しています。子育てにかかる費用などの経済的側面だけではなく、産前産後休業や育児休業¹⁹といった子育てのための制度の充実や、忙しい共働き世帯が安心して子育てできるための多様な支援を検討していく必要があります
- 子育てに関する相談は、増加傾向にあります。家庭からの相談に対応することは、こどもの権利を守るための取組にも通じ、引き続き専門機関や各機関と連携した総合的な相談支援体制の確保が求められています。
- ひとり親家庭の父母は、身体的・精神的・社会的負担が大きくても相談できず、そのこどもも悲しみや戸惑いを他人にうまく伝えられずに孤独を抱えていることがあります。親子が孤立せず安心して暮らすことができるための支援が求められています。

子育て当事者の意見

- アンケートでは、こどもが欲しい気持ちがある人の求める環境・支援の第1位が「希望どおり産休や育休が取得できる」で、「経済的負担の軽減が、子育てのしやすさや少子化対策につながる」「本当に困っている人は自ら手をあげることができないと思う。気づいたときに組織が連携して手を差し伸べる仕組み」など、就労環境や経済的支援の充実、生活基盤に関わる意見が多く寄せられました。
- ひとり親家庭や共働き世帯、多子世帯に対する支援、企業との連携による子育てへの配慮の促進といった意見がありました。

取組への反映

- 子育て当事者への支援を図るため、市では中学生年代まで行っていた子どもの医療費助成事業を令和8年1月から高校生年代まで引き上げました。
- ひとり親家庭等医療費助成について、保護者の負担軽減を図るため、現物給付を実現します。
- 働きながら子育てしやすい環境を整えるため、事業主や地域社会などにも働きかけ「仕事と生活の調和」に向けた啓発や支援を行います。

¹⁹ 育児休業：労働者が、その養育する1歳に満たないこどもについて、その事業主に申し出ることにより育児休業ができる制度。

施策の 方向性

- 子育て当事者が子育てのために仕事を離れることなく、安心してこどもとの生活を送れるよう、地域ぐるみでの保育や教育など、多様な支援のあり方について検討します。
- こども家庭センターでは、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、子育て当事者の不安や負担の軽減を図ります。また、子育て支援サービスを充実させ、子育て世帯が安心して子育てできる環境づくりを推進します。
- ひとり親家庭の父母が、安心して子育てができ、こどもと笑顔で向き合う余裕が持てるように、環境変化などに対するさまざまなサポート体制の充実や、経済的安定、自立に向けた環境づくりを目指します。
- こどもたちが健全に育ち、家族が安心して子育てできるよう、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。
- 子育てに係る事務手続きの負担軽減を図るとともに、プッシュ型の情報提供に取り組みます。

①共働きへの理解、共育ての推進

- 働きながら子育てをする家庭において、誰もが理想とする生き方、働き方を実現できるよう、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備し、地域社会の理解や合意形成を促進するための広報や啓発を行います。
- 労働者に対しては、性別による役割についての固定化した考え方を解消し、一人ひとりが自分の望む「仕事と生活の調和」を実現できる社会に向けた意識を醸成します。
- 事業主に対しては、労働者の希望する「仕事と生活の調和」の実現を支える制度や環境づくりについて、必要性や意義の啓発を行うとともに、生産性向上による働き方の改善や賃上げを目指す企業の取組を支援します。
- 地域社会に対しては、働きながら子育てをする家庭を理解し、支援する意識の醸成に向けた啓発を行います。

主な取組

- 広報・啓発の取組
- 男女共同参画意識の啓発<再掲>

⇒事業一覧 135 ページ

②地域子育て支援、家庭教育支援

- 家庭における子育て等の知識を高め、家庭教育支援の取組を行います。
- 地域の関係団体と行政が協働して子育てを支援する関係づくりに努め、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携して、こどもの健全育成や子育て支援の取組を進めます。
- 子育て中の保護者たちが交流し、子育ての情報や悩みを共有する場として、子育てサークルや子育てサロンの充実を図ります。

主な取組

- 子育てに関する講座の開催や情報の提供
- 子育てサークルや子育てサロンの充実
- ファミリーサポートセンター事業など、市民相互により子育てを支援する取組

⇒事業一覧 136 ページ

③ひとり親家庭への支援

(i) 相談支援体制の強化、情報提供の充実

- ひとり親家庭の生活の変化やこどもの成長段階に応じ、制度や手続きを分かりやすく案内する情報提供と、関係課と連携したワンストップでできる窓口の仕組み、気軽に相談できる窓口を充実させ、こども家庭センターにおいて個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行います。
- 支援制度や相談先の周知を推進し、関係機関と庁内部署の連携を図るとともに、プッシュ型の情報提供とアウトリーチによる支援を強化して、分かりやすい情報発信と多様な情報提供を充実させます。

主な取組

- 利用しやすい相談窓口の整備
- 多様な情報伝達手段の整備
- 生活状況の変化に応じた支援
- 心の健康支援や悩みを抱えるこどもへの支援

⇒事業一覧 136 ページ

(ii)子育て・生活支援の充実と就業支援体制の確立

- ひとり親家庭の父母が、安心して子育てと就業や就業のための訓練を両立できるよう、多様な子育てや保育へのサービスと生活支援の提供を行います。
- ひとり親家庭等の自立と生活の安定・向上を図るには、就業を支援して安定した収入を確保することが重要であり、就業相談や資格取得制度の周知により経済的負担を軽減します。支援にあたり、個々の家庭に応じた自立プランの作成を推進します。
- ハローワークや福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」との連携を強化し、求人情報を得られる体制を整えます。さらに、求職・転職ニーズに応えられるよう、就業機会の創出や雇用主への制度周知、働きやすい職場環境の実現に向けた啓発を継続します。

主な取組

- 住宅確保や保育所等への優先入所、学習支援、児童の居場所確保などの日常的な子育て支援
- 専門相談員による就業相談の充実
- 資格取得のための経済的負担の軽減
- 働きやすい職場環境の実現に向けた雇用主への制度周知・啓発

⇒事業一覧 138 ページ

(iii)経済的支援や養育費の確保の推進等

- 児童扶養手当や児童手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助などの制度の周知のほか、資金が必要な場合は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付等で支援し生計の維持と将来の自立につなげます。
- 借金や多重債務などの問題を抱えている場合は、解決を図るための相談を実施します。
- 経済的自立は就業を基本としますが、就業が困難な場合は生活保護等の活用を検討し生活の安定を図ります。
- こどもの養育は親権の有無に関わらず親の責任であり、別居している親も扶養義務を果たす必要があります。そのため、離婚時の取り決めを確実に行うための意識づけや、養育費の強制執行に関する情報の周知を図るとともに、民法改正で新設された法定養育費や共同親権などの情報提供に努めます。
- 養育費に関する公正証書等の作成費用を一部助成するほか、相談員による相談対応や専門家による無料法律相談の案内を行い、養育費の確保を推進します。

主な取組

- 生活やこどもの教育等にかかる費用の負担軽減
- 借金・多重債務等の解決に向けた支援
- 扶養義務の履行を促すための啓発
- 養育費確保のための支援

⇒事業一覧 140 ページ

④子育てや教育に関する負担の軽減

(i) 経済的負担の軽減

- 児童手当の支給や医療費の助成等により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 人材育成の根幹となる幼児教育、義務教育段階において、家庭の経済力の差により、子どもの学びや育ちが十分に保障されない状況にならないよう、就学にかかる経費の援助等、必要な支援を行います。

主な取組

- 医療にかかる経済的負担の軽減
- 教育・保育にかかる経済的負担の軽減
- 子育てのための施設等利用給付事業の実施

⇒事業一覧 141 ページ

(ii) 事務手続きの負担の軽減

- 子育てや家事、仕事に追われる子育て世帯に向けて、必要な情報をタイムリーに届けるプッシュ型の情報発信や子育て情報誌の発行など、子育てに関する正しい知識や子育て支援サービス等の情報を適切に提供します。
- 窓口での待ち時間の短縮や、来庁しなくても手続きが可能となるよう、電子申請やLINE予約等の取組を推進します。

主な取組

- Web予約や電子申請など、子育てDX²⁰の推進
- 子育ての記録の電子化

⇒事業一覧 142 ページ

²⁰ DX：デジタルトランスフォーメーション。AI やビッグデータなどのデジタル技術を使って、生活や業務、サービスなどの利便性を高めること。

基本目標3

成長段階に応じた支援を充実する

施策7 誕生前から幼児期までの支援

現状と課題

- 年少人口は継続して減少が続いており、市においても少子化が進行しています。核家族世帯の増加や1世帯あたり人員数の減少は、こどもを含めた家族の家事負担などが大きくなることも考えられ、こどもや若者の健全な成長を支える地域社会の重要性が増していると考えられます。
- 保育士への就職支援金や家賃補助制度などを創設し、保育士確保の取組に力を入れてきており、保育所等における待機児童²¹ゼロを維持しています。配慮を必要とする児童への対応をはじめ保護者のニーズが多様化しており、質の高い幼児教育・保育の提供が求められています。
- 児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容は複雑化・多様化しています。今後も児童虐待防止への取組を強化し、各関係機関との情報共有や連携強化、相談体制の充実を図る必要があります。
- こども家庭センターでは、妊娠期から出産、子育て期における切れ目のない支援を行い、子育てに関する相談窓口を一元化しています。個々の家庭に応じた相談支援体制のさらなる充実が求められます。



²¹ 待機児童：保育所等への入所申請をしていて、入所の条件を満たしているにもかかわらず、保育所等に入所できない状態にある児童。

子育て当事者の意見

- 「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る意識調査によると、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族や知人の有無に対し、1割強の保護者がいずれもないと回答しており、子育てに不安や孤独感のある保護者が一定数存在します。
- 子育てに関する悩みや気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「こどもの教育に関すること」の割合が高く、「こどもとの接し方に関すること」「自分の子育てについて、まわりの見目が気になること」「話し相手や相談相手がないこと」などの意見がみられました。

取組への反映

- 保護者の不安や孤独感の解消のため、産前産後の保護者に対し、伴走型の相談支援や産後ケアの取組を推進します。
- こどもの成長や病気に関する不安に対しては、健康診断や保健指導の充実、緊急時の医療体制の確保やかかりつけ医を持つことの推奨など、必要な支援の提供に努めます。
- 出産前後から幼児期まで、母子の健康の確保や経済的負担の軽減、相談体制・情報提供など、不安なく出産・子育てに取り組めるよう支援を充実します。
- 母子の健康、教育・保育、特別な配慮が必要な子どもなど、幼児期までのこどもの成長を多方面から支援します。

施策の方向性

- 核家族世帯の増加等を背景とした保護者の不安や孤独感に寄り添った支援を充実するため、早期の母子健康手帳の取得を推進し、必要な支援が必要な人に届く体制を整え、その後のさまざまな支援につなげます。
- 保育所等における待機児童ゼロを継続するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図るための環境の整備を図ります。
- こどもの幸せを第一に考え、子育て家庭が地域の中で喜びを感じながら安心して子育てができるよう、生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスの提供や切れ目のない支援の充実を図ります。

①妊娠期、出産など産前産後の支援の充実

- 妊娠期、出産期、新生児期を通して、母子の健康の確保や親の育児不安の解消を図るための取組を進めます。
- 早期の母子健康手帳の取得を推進し、手帳の交付と同時に行う保健師・助産師の面談を通じて、必要な支援を必要な人につなげます。
- 出産後の母親の心身ケアと育児サポートのため、産後ケアを充実させます。
- 必要な方には助産施設での助産や、サポートママの派遣などの出産時の支援を行います。
- 妊娠届出時のアンケートにより、支援が必要とされる妊婦を早期把握し、適切な支援につなげます。

主な取組

- 相談体制の充実
- 訪問指導の実施<再掲>
- 産後ケアの充実
- 出産にかかる経済的負担の軽減<再掲>
- 妊産婦への健康診査の実施

⇒事業一覧 142 ページ



子どもの権利条約

子どもの権利条約は、こどもが安心して生き、育ち、守られ、自分の思いや考えを伝えながら成長するための世界の約束です。

「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の4つの柱と、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」という4つの原則を大切にしています。

市では、子どもの権利条約や4つの原則について、こども向けのことばで分かりやすくまとめた「佐賀市こどもまんなかNEWS」全4号を通して紹介しました。

みんなに 同いように あるんだよ

こどもの権利

子どもは、「一人ひとりが生まれたときから平等に生きていく権利を持っているよ。その権利を守るための国際的なルールが『子どもの権利条約』。日本をはじめとする196の国と地域が守ることを誓っているんだ。

『子どもの権利条約』には4つの原則があって、どれも大切は、みんなに守ってもらいたいものだから、「佐賀市 こども まんなか ニュース」で、2つずつしようかいてきたよ。

第4回目はー

4 意見を表す権利

あなたは、自分の意見を自由に伝えることができます。そして大人は、その意見を、「一人ひとりの年齢や成長段階に応じて大切に扱います。

自分の権利があるからといって、自分の思うままに、何でも出来る、何をやってもいい、ということではないよ。
あなたと同じように、親手（他の人）にも権利があるんだ。自分の権利と他の人の権利をお互いに尊重しあうことが何よりも大切だよ。

最終のニュース 第1号でお話ししたことだよ。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料

②乳幼児の健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進

(i) 育児支援情報の提供や支援

- 乳幼児の健やかな成長を支えるため、正しい知識を普及啓発し、保護者が適切な情報に基づく判断を行うことができるよう支援します。
- 妊娠中や出産後に、実家や家族等の支援が望めない母親への支援を行います。

主な取組

- 子育てに関する情報の発信
- 親子の交流の場の提供<再掲>
- 家事・育児支援サービスの提供<再掲>
- 利用者支援の実施

⇒事業一覧143ページ

(ii) 保健指導、医療等の提供

- 健康診査の受診勧奨やこどもの定期予防接種の勧奨、必要な保健指導、訪問指導等により乳幼児の健全な成長を支援します。
- こどもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、緊急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。

主な取組

- 訪問による保健指導等の実施
- 健康診査、予防接種の実施
- 緊急時の医療体制の充実<再掲>

⇒事業一覧144ページ



③幼児教育・保育の質の向上

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、保育所、幼稚園等を通じた幼児教育全体の質の向上を図るため、環境を整備するとともに保育所、幼稚園等の職員を対象とした研修会を充実させ、教育・保育従事者の資質向上に努めます。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、こどもの育ちや学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園等から小学校へ就学する際の接続期プログラム「えがおわくわく」の実践や幼保小合同研修等を行います。

主な取組

- 未就学児を対象とした教育・保育の実施
- 病気のこどもを対象とした保育の実施
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象にした研修会等の実施
- 利用者支援の実施
- 幼保小の接続期における教育推進
- こども誰でも通園制度の実施

⇒事業一覧 144 ページ

④配慮を必要とするこどもへの支援

- 児童虐待の未然防止には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要です。妊娠期から子育て期までの支援体制を構築し、産科や小児科医療機関、関係機関等と連携し、心身のケアや育児サポート等を必要とする親子を把握し、必要な支援を行います。また、面談や健康診査、家庭訪問、必要に応じて産後ケア事業等を実施し、支援を必要とする親子を早期に把握し、介入や支援につなげます。
- こどもの発達に関する相談支援や学びの場の体制を強化し、適切な支援につなげます。

主な取組

- こども家庭センターにおける相談支援体制の強化
- 障がい児の就園の機会の拡充
- 特別支援教育相談の充実

⇒事業一覧 145 ページ

施策8 学童期・思春期の支援

現状と課題

- こどもたちを取り巻く状況には、児童生徒数の減少や学習意欲の低下、いじめ、不登校、発達障がいや外国とつながるこどもなど、多様な配慮が必要な児童生徒の増加、家庭や地域の教育力の低下、教員の多忙化、教員不足等、多くの課題があります。
- Society5.0²²の実現を見据え、一人ひとりが自分らしく幸せに生きながら、未来を共につくっていくことが求められるこれからの時代の人材育成において、「正解（知識）の暗記」、「正解主義の偏り」から脱却し、学びの動機づけや幅広い資質と能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことが不可欠です。
- 集団での学校生活に困難さを感じている児童生徒がいることや、小中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあることから、日頃から児童生徒の様子を注意深く観察し、いじめの問題などを含めたさまざまな取組を強化して、安心して学べる環境を整える必要があります。
- 保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である小学校に就学している児童に、放課後や長期休業中の居場所を確保することを目的として実施している放課後児童クラブは、年々利用ニーズが増え、受皿拡大を進める必要があります。

こども・若者の意見

- こどもの生活アンケートやこどもミーティングでは、「楽しい学校」「教育環境の充実」「ICT活用の授業」「学ぶ機会の多さ」「多様な遊び・体験の機会」「安心して過ごせる居場所」など、楽しく安心して過ごせる場所へのニーズや、学び・体験に関することなど、さまざまな意見がありました。
- 「1人で落ち着ける場所」と「他者と交流したり一緒に楽しめる場所」、「学びと交流を両立できる場所」のように、「1人」と「交流」の両方へのニーズがみられます。
- 「授業が難しい」「発表が苦手」「ルールが厳しい」「受験の不安」「将来の夢が見つからない」「進路に悩んでいる」など、現在の困りごとや将来に関する不安の声がありました。

取組への反映

- 青少年センターや児童センター、児童クラブなど、こどもが集まる場の提供や支援に取り組み、こどもたちが安心できる居場所の確保に努めます。
- 教職員の資質向上や、コミュニティ・スクールなど地域と協力した学校運営の取組、情報機器の整備など、学校がこどもにとって楽しくさまざまなことを学べ、居心地のよい空間となるための取組に努めます。

²² Society5.0：持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会。

施策の方向性

- こどもは「教わる」から「学ぶ」へ、教師や大人は「教える」から「支援する」に教育観を転換し、こどもたちが発達段階にに応じて、自分で考え、自分で決める割合を増やします。
- こどもたちが未来を切り拓くために必要となる「自律」「尊重」「創造」²³の3つの力を身につけることができるように、主体的に学び続ける教育環境づくりに取り組み、こどもの Well-Being²⁴の実現を目指します。
- いじめ、不登校、問題行動については、相談体制をより充実させ、「チーム学校」による支援ができるようにし、安全・安心な学校づくりに努めます。特に、いじめについては、「佐賀市いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止・早期発見・早期対応のため、いじめ根絶に向けた取組をさらに強化していきます。不登校対策についても、社会的自立を促す支援や多様な学びの場を確保します。
- こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、生活と遊びの場である放課後児童クラブの受皿整備を着実に進めます。

①自ら考え、行動し、生きる力を身につける教育の推進

- 社会環境が大きく変化する中、こどもたちが自ら考え、行動し、生きる力を育むため、こども同士が学び合い、多様な考え方にふれながら学んだ知識をもとに主体的に判断し、課題解決や新たな価値を生み出していく力を育むための取組を推進します。
- DXの活用や人的配置の強化、地域と協力した学校運営の取組等により、児童生徒に寄り添った学校運営を行います。

主な取組

- 確かな学力の向上に向けた指導の充実
- 教職員の資質向上
- コミュニティ・スクール²⁵など地域と協力した学校運営の取組
- 自然体験や野外体験の機会の提供
- 郷土学習や伝統文化を体験する機会の提供

⇒事業一覧 146 ページ

²³ 「自律」「尊重」「創造」：「自律」自分で考え自分で決めて自分で動き出す力。「尊重」対立やジレンマを乗り越え合意形成する力。「創造」新しい価値を生み出す力。

²⁴ Well-Being（ウェルビーイング）：身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

²⁵ コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

②いじめや問題行動への対策と不登校の子どもへの支援

- いじめや問題行動等、教育現場におけるさまざまな問題に対し、専門チームによる相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応により一人ひとりに応じて的確かつきめ細かに対応していきます。
- 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等により、学校への登校ができなくなった児童生徒について、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、個別や小集団での相談・指導等に取り組み、社会的自立や学校復帰に向けた支援と多様な学びの提供に努めます。

主な取組

- いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の充実
- 学校問題解決サポート事業の取組
- 教育支援センター「くすの実」における支援
- 別室対応支援員を配置した校内教育支援センターにおける支援
- スクールカウンセラーによる相談対応
- スクールソーシャルワーカー、サポート相談員等による訪問支援

⇒事業一覧 148 ページ

③子どもや若者の視点に立った多様な居場所づくり

- 放課後児童クラブの受皿拡大に向けて、実施場所となる小学校の教室、専用施設、児童センター等を適切な環境とするための改修や新設など、必要な設備、施設を整備するとともに、民間事業者の活用などにより子どもたちを見守る体制の確保を進めます。
- 児童センターや児童遊園、児童広場、公民館、図書館などを計画的に整備・改修し、講座や遊び場を提供します。

主な取組

- こどもの居場所の開設等への支援〈再掲〉
- 放課後児童クラブを行う専用館等の整備と民間委託等の推進による運営の充実
- 児童センターや児童遊園、児童広場などの運営、整備〈再掲〉
- こどもの健全育成活動の場の提供

⇒事業一覧 149 ページ

施策9 若者への支援

現状と課題

- 市の若年層の有配偶率は下降傾向にあり、合計特殊出生率²⁶は、出産を希望する人がその希望をかなえられた場合の出生率（希望出生率）を下回っています。社会環境や価値観が変化し、ライフコースが多様化する時代において、若者自らが希望するライフコースを選択できる環境をつくることが重要であり、このことが結果として有配偶率や合計特殊出生率の回復につながります。
- 18歳以降は、進学や就職、結婚といったライフイベントが重なり「人生のラッシュアワー」ともいわれています。その中で、特に結婚や出産の希望をかなえるには、キャリアか結婚・子育て等のいずれかを選択しなければいけないといった「思考のハードル」や、仕事と家事・育児の両立などが課題となっています。
- 若者が地域にとどまり、将来に希望を持てるよう、就学・就労機会の確保や子育てと仕事の両立を後押しする社会環境づくりが重要です。

こども・若者の意見

- 若者アンケートでは、約6割の人が「結婚」や「こどもをもつこと」を前向きに捉え、「将来こどもが欲しい」または「もっとこどもが欲しい」と考えていることが分かりました。また、出産の希望を実現するために必要な環境や支援として、「働き方」や「就労環境」をあげる人が特に多く、このほかにも「経済的支援」や「配偶者・パートナーの協力・理解」などをあげる人が多くみられました。
- 同じアンケートで、約8割の人が「今の自分が好きだと思う」と答えています。また、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が、この自己肯定感に影響を及ぼしている傾向もうかがえました。
- 自分の将来についての明るい希望を持っているかでは、「希望がある」は年齢が高くなるにつれて少なくなり、「どちらかといえば希望がない」「希望がない」は年齢が高くなるにつれて多くなる傾向がみられました。

取組への反映

- 若者が自ら希望するライフコースを選択できるように、若者のライフステージ（進学・就職、就労、結婚、出産・子育て…）ごとに、そのハードルを下げられるような取組を進めます。

²⁶ 合計特殊出生率：「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。」

施策の方向性

- 生活スタイルや価値観の変化により、結婚の希望や欲しいこどもの数等、一人ひとりの希望が多様化しています。結婚したい人が結婚したいときに結婚できることや、希望する数のこどもを生まれて育てられることなど、若者の希望がかなえられる環境づくりを推進します。
- 若者やその家族が、悩みや不安を1人で抱え込むことがないように、周囲や地域の気づきから早期の支援や相談につなげる体制づくりを進めます。
- 若者の育成と定着に向けて、若者がいきいきと成長し、活躍できるまちづくりを推進します。

①若者が自ら希望するライフコースを選択できる環境づくり

○キャリアか結婚・子育て等のいずれかを選択しなければいけないといった「思考のハードル」を下げるため、若者の「時間的なゆとり」と「経済的なゆとり」の創出を後押しします。

主な取組

- 情報提供や相談支援
- 市内事業所における働き方改革の推進
- 家事・育児の負担軽減や理想的な分担の実現に向けた取組
- 就職や結婚、子育てに関する負担の軽減
- プレコンセプションケアに関する普及啓発<再掲>

⇒事業一覧 150 ページ

②悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

- 悩みや不安を抱える若者が発するサインに気づき、早期の支援や相談につなげるため、自らが心の状態をチェックできるツール「こころの体温計」の普及啓発を図ります。
- 自殺対策やうつ予防など、心の健康づくりのための広報や研修会、キャンペーンを実施し、周知や啓発を行います。

主な取組

- こころの相談窓口の周知啓発
- 早期の支援や相談につなげる体制の構築

⇒事業一覧 151 ページ

③若者が成長し、活躍できるまちづくり

○若者が中心となって活躍するまちづくりにつなげるため、産学官が連携した未来を見据えた人材の育成と、企業誘致など若者が活躍できる場の創出に向けた支援や取組を進めます。

主な取組

- 未来を創るクリエイティブ人材、起業家の育成
- 支援機関の連携強化による創業支援の充実
- 若者が働きたいと思う企業の誘致
- 市内・県内の大学等との連携

⇒事業一覧152ページ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料



成長段階に応じた支援イメージ

生まれる前と後－妊娠・出産期、乳児期



妊娠期から出産期、新生児期、乳児期にかけては、母子の健康を守り、保護者の不安や孤独感の軽減を図りながら、安心して出産と子育てのスタートを迎えるための大切な時期です。そのため、必要な支援が必要な人につなげながら、医療や保健、育児を支える切れ目のない支援を進めます。

主な取組

妊娠期から安心して相談できる

- ・母子健康手帳の早期取得の推進
- ・母子健康手帳交付時の面談の実施
- ・支援が必要な妊婦の早期把握
- ・必要な支援につなぐ相談体制の充実

出産前後の心とからだの健康を保つ

- ・産後ケアの充実
- ・出産後の母親の心身ケア
- ・育児不安の軽減に向けたサポート
- ・訪問指導の実施

安心して出産を迎える

- ・必要な方への助産施設での助産
- ・サポートママの派遣など出産時の支援
- ・出産にかかる経済的負担の軽減

母子の健康と乳児期の育ちを支える

- ・妊産婦への健康診査の実施
- ・乳幼児の健康や発達を見守る取組
- ・保健指導の充実
- ・緊急時の医療体制の充実

小学校入学まで－幼児期



幼児期は、心身の発達の土台を育み、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。そのため、こどもの健やかな成長を支えながら、教育・保育の質の向上や小学校への円滑な接続を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

主な取組

年齢に応じた健康診査や保健指導を行う

- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・5歳児健康診査
- ・予防接種事業

幼児教育・保育の質を高める

- ・未就学児を対象とした教育・保育の実施
- ・教育・保育従事者の資質向上
- ・幼保小の接続期における教育の推進

親子が安心できる預かりの環境を整える

- ・こども誰でも通園制度の実施
- ・病気のこどもを対象とした保育の実施
- ・子育て家庭に応じた預かりや支援の充実

一人ひとりの状況に応じた育ちを支える

- ・こども家庭センターにおける相談支援体制の強化
- ・障がい児の就園の機会の拡充
- ・特別支援教育相談の充実

高校から社会人－思春期・青年期



思春期から青年期は、進学や就職、結婚や子育てなど、これからの生き方を考え、自分らしい将来を選んでいく大切な時期です。そのため、若者が自分に合った生き方を選べるよう、時間的・経済的なゆとりの創出を後押しします。また、悩みや不安を早期の支援や相談につなげるとともに、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

主な取組

自分らしい将来が選べる

- ・キャリアや結婚・子育てなどに関する情報提供や意識啓発
- ・思考のハードルを下げるための取組
- ・時間的・経済的なゆとりの創出を後押し
- ・奨学金返還支援・新婚生活応援事業



悩みや不安を抱える若者やその家族を支える

- ・相談窓口の周知啓発
- ・悩みや不安を抱える若者の早期把握
- ・必要な支援や相談につなげる取組

若者が学び、成長し、活躍できる環境をつくる

- ・産学官が連携した人材育成の推進
- ・市内・県内の大学等との連携
- ・若者が活躍できる場の創出

小中学生－学童期



小中学生の時期は、多様な学びや経験を重ねる中で、自分自身を大切にしながら、他者とともに成長し、よりよく生きる力を育てていくことが大切です。さまざまな人との関わりや体験を通して、多様な考え方や価値観にふれながら、未来を切り拓く力を育むとともに、一人ひとりが安心して学び、過ごせる環境づくりを進めます。

主な取組

自ら考え、判断し、行動する力を育む

- ・確かな学力の向上に向けた指導の充実
- ・子ども同士が学び合う学習活動の充実
- ・多様な考え方にふれながら学ぶ機会の充実

地域とともに学び、育つ

- ・地域と協力した学校運営の推進
- ・コミュニティ・スクールの取組
- ・地域とのつながりを生かした学びの充実

いじめ等から守る・不登校の子どもを支える

- ・専門チームによる相談体制の充実
- ・スクールカウンセラー等による相談対応
- ・教育支援センター等における支援の充実

居場所や体験活動を充実させる

- ・放課後児童クラブの整備・運営の充実
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・多様な体験活動の充実